

国指定仙台海浜鳥獣保護区

広浦特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する第28条第4項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第34条において準用する第32条の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

環境大臣 石原宏高

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

広浦特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

仙台海浜鳥獣保護区のうち、宮城県名取市の名取川水系南貞山運河東側護岸法尻と名取市道台林広浦線道路北側との交点を起点として、同所から同道路を北西に進み同運河西側護岸

法尻との交点に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同所と名取川水系中貞山運河西側護岸法尻南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み名取市道小塚原中央線道路南側との交点に至り、同所から同道路を北東に進み同運河東側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河護岸法尻を南西に進み増田川左岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同堤防堤外側法尻を北東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を北東に進み船揚場法尻との交点に至り、同所から同船揚場法尻を南東に進み係船護岸法尻との交点に至り、同所から同係船護岸法尻を北東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南東に進み広浦橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南西に進み係船護岸法尻との交点に至り、同所から同係船護岸法尻を南西に進み同係船護岸法尻南端に至り、同所から広浦民有林508林班及び509林班西側外周を南西に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を南西に進み同民有林513林班北端に至り、同所から同民有林513林班及び518林班西側外

周を南西に進み同民有林 518 林班北西端に至り、同所から同所と同民有林 501 林班東南端を結ぶ直線を南西に進み同民有林 501 林班東南端に至り、同所から同民有林 501 林班北側外周を北西に進み同民有林北端に至り、同所から同所と国有林宮城南部森林計画区 89 林班イ小班北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から同林班西側外周を南西に進み名取川水系南貞山運河東側水際部との交点に至り、同所から同運河東側水際部を南西に進み同運河東側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河東側護岸法尻を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 9 年 4 月 1 日から 19 年 7 ヶ月間

2 . 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海

浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類及び絶滅危惧Ⅱ類のキンクロハジロ等のガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取市の北部を流れる増田川河口と川内沢川放水路、八間堀、南貞山運河が流入する広浦地区には、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原等、多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中しており、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るもの

である。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 . 1 及び 2 の縦覧場所

環境省自然環境局野生生物課及び東北環境局

4 . 備考

縦覧期間は、令和 8 年 7 月 17 日までとし、1 (2) の区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

< 意見書の提出先 >

郵便番号 100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局 野生生物課